

訓令改正（案）

宮城県警察本部訓令第〇号

宮城県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年〇月〇日

宮城県警察本部長 原 幸太郎

宮城県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令の一部を改正する訓令

宮城県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令（平成28年宮城県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（目的）</u> 第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）</u>に即して、法第7条に規定する事項に関し、宮城県警察の職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを<u>目的</u>とする。 （定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害_____を含む。）その他の心身の機能の障害_____をいう。 (2) （略） 第3条～第7条 （略） （研修・<u>啓発</u>） 第8条 警察本部長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し_____、必要な研修・<u>啓発</u>を行うものとする。 2・3 （略） 4 警察本部長は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、_____	<u>（趣旨）</u> 第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）</u>に即して、法第7条に規定する事項に関し、宮城県警察の職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定める<u>もの</u>とする。 （定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害<u>及び高次脳機能障害</u>を含む。）その他の心身の機能の障害（<u>難病等により起因する障害を含む。</u>）をいう。 (2) （略） 第3条～第7条 （略） （研修<u>及び啓発</u>） 第8条 警察本部長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、<u>法、基本方針等の周知、障害者から話を聞く機会を設けるなど</u>、必要な研修<u>及び啓発</u>を行うものとする。 2・3 （略） 4 警察本部長は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、<u>性別、年齢等にも配慮</u>

_____障害者に適切に対応するために必要な
マニュアルの活用等により、意識の啓発を図
るものとする。

別紙（第3条、第4条関係）

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

_____法は、障害者に対して、正当な理由なく
、障害を理由として、財・_____サービスや_____
_____各種機会の提供を拒否する又は提供に当
たって場所・時間帯等を制限する____、障
害者でない者に対しては付さない条件を付
けること等により、障害者の権利利益を侵
害することを禁止している。ただし、障害
者の事実上の平等を促進し、又は達成する
ために必要な特別の措置は、不当な差別的
取扱いではない。したがって、障害者を障
害者でない者と比べて優遇する取扱い（い
わゆる積極的改善措置）、法に規定された
障害者に対する合理的配慮の提供による障
害者でない者との異なる取扱い、及び合理
的配慮を提供等するために必要な範囲で、
プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の
状況等を確認することは、不当な差別的取
扱いには当たらない。

しつつ障害者に適切に対応するために必要な
マニュアルの活用等により、意識の啓発を図
るものとする。

別紙（第3条、第4条関係）

第1 不当な差別的取扱い_____

1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

_____法は、障害者に対して、正当な理由なく
、障害を理由として、財及びサービス並び
に各種機会の提供を拒否する又は提供に当
たって場所、_____時間帯等を制限すること、障
害者でない者に対しては付さない条件を付
けること等により、障害者の権利利益を侵
害することを禁止している。_____

_____なお、車椅子、補助犬その他の支援機器
等の利用、介助者の付添い等の社会的障壁
を解消するための手段の利用等を理由とし
て行われる不当な差別的取扱いも、障害を
理由とする不当な差別的取扱いに該当する

_____また、障害者の事実上の平等を促進し、
又は達成するために必要な特別の措置は、
不当な差別的取扱いではない。したがって
、障害者を障害者でない者と比べて優遇す
る取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法
第7条第2項に規定する障害者に対する合
理的配慮の提供による障害者でない者との
異なる取扱い及び合理的配慮を提供等する
ために必要な範囲でプライバシーに配慮し
つつ障害者に障害の状況等を確認すること

職員は、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

_____正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。職員は、_____正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の安全の確保、財産の保全、損害発生の防止その他の権利利益の観点に加え、宮城県警察の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

また、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を_____説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。_____

第3 不当な差別的取扱いの具体例

次の1から5までの具体例は、不当な差別的取扱いに当たり得る。

なお、職員は、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、第2で示したとおり、個別の事案ごとに判断されることに留意するとともに、次の1から5までの具

は、不当な差別的取扱いには当たらない。

職員は、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意すること_____。

2 正当な理由の判断の視点

前記1に規定する正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財及びサービス並びに各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。職員は、前記1に規定する正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の安全の確保、財産の保全、損害発生の防止その他の権利利益の観点に加え、宮城県警察の事務又は事業の目的、内容及び機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面、状況等に応じて総合的かつ客観的に判断すること_____。

また、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。この場合において、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、次の例は、あくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては個別の事案ごとに前記1及び2に規定

体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること及びこれらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

1 障害_____を理由_____に窓口対応を拒否する。

2 障害_____を理由_____に対応の順序を後回しにする。

3 障害_____を理由_____に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む_____。

4 障害_____を理由_____に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

5 障害_____を理由に、事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、来庁の際に付添人の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添人の同行を拒んだりする。

する観点等を踏まえて判断する必要があること並びに正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

(1) 正当な理由がなく不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

ア 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。

イ 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。

ウ 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。

エ 障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

オ 障害があることを理由に、事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり_____、付添者の同行を拒んだりする。

カ 障害の種類、程度等、サービスの提供の場面における本人、第三者等の安全性等について考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。

キ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所で対応を行う。

ク 障害があることを理由として、一律に言葉遣い、態度等接遇の質を下げる_____。

(2) 正当な理由があるため不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

ア 障害者本人の安全確保の観点から、実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権

見込まれる障害の特性がある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。

イ 行政機関の損害発生の防止の観点から、車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した場合に、敷物を敷くなど、畳を保護するための対応を行う。

ウ 障害者本人の損害発生の防止の観点から、行政手続を行うため障害者本人に同行した者が代筆しようとした場合に、プライバシーに配慮しつつ、必要な範囲で障害者本人に対し障害の状況、本人の手続の意思等を確認する。

第2 合理的配慮

1 合理的配慮の基本的な考え方

- (1) 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権

利利益を侵害することとならないよう、
障害者が個々の場面において必要として
いる社会的障壁を除去するための必要か
つ合理的な取組であり、その実施に伴う
負担が過重でないものである。

職員は、合理的配慮とは、宮城県警察
の事務又は事業の目的・内容・機能に照
らし、必要とされる範囲で本来の業務に
付随するものに限られること、障害者で
ない者との比較において同等の機会の提
供を受けるためのものであること、及び
事務又は事業の目的・内容・機能の本質
的な変更には及ばないことに留意する必
要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障
壁の除去が求められる具体的場面や状況
に応じて異なり、多様かつ個別性の高い
ものであり、当該障害者が現に置かれて
いる状況を踏まえ、社会的障壁の除去の
ための手段及び方法について、「第5
過重な負担の基本的な考え方」に掲げる

_____要素_____を考慮し、代
替措置の選択も含め、双方の建設的対話
による相互理解を通じて、必要かつ合理
的な範囲で、柔軟に対応がなされるもの
である。さらに、合理的配慮の内容は、
技術の進展、社会情勢の変化等に応じて
変わり得るものである。職員は、合理的
配慮の提供に当たっては、障害者の性別
、年齢、状態等に配慮するものとする。

利利益を侵害することとならないよう、
障害者が個々の場面において必要として
いる社会的障壁を除去するための必要か
つ合理的な取組であり、その実施に伴う
負担が過重でないものである。

(2) 職員は、合理的配慮とは、宮城県警察
の事務又は事業の目的、内容及び機能に
照らし、必要とされる範囲で本来の業務
に付随するものに限られること、障害者
でない者との比較において同等の機会の
提供を受けるためのものであること並び
に事務又は事業の目的、内容及び機能の
本質的な変更には及ばないことに留意す
ること。合理的配慮の提供に当たっては
、これらの点に留意した上で、当該障害
者が現に置かれている状況を踏まえ、社
会的障壁の除去のための手段及び方法に
ついて、当該障害者本人の意向を尊重し
つつ、2に規定する要素等を考慮し、代
替措置の選択も含め、双方の建設的対話
による相互理解を通じて、必要かつ合理
的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要
がある。

建設的対話に当たっては、障害者にと
つての社会的障壁を除去するための必要
かつ実現可能な対応案を障害者と職員と
が共に考えていくために、双方がお互い

なお、 、障害者との関係性が長期にわたる場合 には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、(4)に規定する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減又は効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

なお、職員は、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定

また、障害者からの意思の表明のみでなく、障害の特性

なお、職員は、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者又は介助者、法定

代理人等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、 障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 職員は、宮城県警察がその事務又は事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等する場合には、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、この訓令を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

代理人等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- (4) 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うこと及び相談事案又は紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に内部規程、マニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることは有効である。

2 過重な負担の基本的な考え方

また、職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に_____その理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。_____

3 費用・負担の程度

なお、職員は、合理的配慮については、前記第4で示したとおり、具体的場面や状況に応じて異なる多様かつ個別性の高いものであることに留意するとともに、次の1から3までの具体例については、前記第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること及びこれらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(3) 費用又は負担の程度

などする。

- (2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。_____パンフレット等の位置をわかりやすく教える_____。

- (3) 目的の場所までの案内の際_____に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・_____距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

- (4) 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

- (5) 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際_____、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

- (6) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

- (7) 災害や事故が発生した際_____、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者_____に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

たりする。

- イ 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡したり、パンフレット等の位置を分かりやすく教えたりする。

- ウ 目的の場所までの案内をする場合に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後、左右又は距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

- エ 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

- オ 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった場合で、別室の確保が困難であるときに_____、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

- カ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

- キ 災害や事故が発生した場合に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

- ク イベント会場において知的障害のある子供が発声又はこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性、コミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着いた様子などのときは、個室等に誘導する。

- ケ 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、その求めに応じてトイレの個室を案内する。この場合において、同性の職員がいるときは、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

- 2 合理的配慮に当たり得る _____
_____意思疎通_____の配慮の具体例
- (1) 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、
点字、拡大文字 _____
等のコミュニケーション手段を用いる
。
- (2) 会議で使用する資料等について、点
字、拡大文字等で作成する際に、各
々の媒体間でページ番号等が異なり得
ることに留意して使用する。
- (3) 視覚障害者 _____に会議で使用する
資料等を事前送付する際 _____、読み
上げソフトに対応できるよう電子デー
タ（テキスト形式）で提供する。
- (4) 意思疎通が不得意な障害者に対し、
絵カード等を活用して意思を確認する
。
- (5) 駐車場等で通常、口頭で行う案内を
、紙にメモをして渡す。
- (6) 書類記入の依頼時 _____に、記
入方法等を障害者の目の前で示したり
、分かりやすい記述で伝達したりする
。障害者 _____の依頼がある場合には、
代読や代筆といった配慮を行う。
- (7) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、
比喩や暗喩、二重否定表現等を用いず
に具体的に説明する。
- (8) 障害者から申出があった際 _____に、ゆ
っくり、丁寧に、_____繰り返し説明し
、内容が理解されたことを確認しなが
ら対応する。また、なじみのない外来
語は避ける、漢数字は用いない、時刻
は24時間表記ではなく午前・午後で表
記するなどの配慮を念頭に置いたメモ
を、必要に応じて適時_____に_____渡す
。
- (9) 会議の進行に当たり、資料を見なが
ら説明を聞くことが困難な視覚又は聴
覚に障害のある委員や知的障害を持つ
委員 _____に対し、ゆっくり、_____丁寧な進

- (2) 合理的配慮に当たり得る情報の取得、
利用及び意思疎通への配慮の例
- ア 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、
点字、拡大文字、触覚による意思伝達
等のコミュニケーション手段を用いる
。
- イ 会議で使用する資料等について、点
字、拡大文字等で作成する場合に、各
々の媒体間でページ番号等が異なり得
ることに留意して使用する。
- ウ 視覚障害のある者に会議で使用する
資料等を事前に送付する場合に、読み
上げソフトに対応できるよう電子デー
タ（テキスト形式）で提供する。
- エ 意思疎通が不得意な障害者に対し、
絵カード等を活用して意思を確認する
。
- オ 駐車場等で通常、口頭で行う案内を
、紙に書いて _____渡す。
- カ 書類への記入を依頼する場合に、記
入方法等を障害者の目の前で示したり
、分かりやすい記述で伝達したりする
。障害者からの依頼がある場合には、
代読、代筆等の _____配慮を行う。
- キ 比喩表現等が苦手な障害者に対し、
比喩、暗喩、二重否定表現等を用いず
に具体的に説明する。
- ク 障害者から申出があった場合に、ゆ
っくり、丁寧に、及び繰り返し説明し
、内容が理解されたことを確認しなが
ら対応する。また、なじみのない外来
語は避ける、漢数字は用いない、時刻
は24時間表記ではなく午前・午後で表
記するなどの配慮を念頭に置き
_____、必要に応じて適時紙に書いて渡す
。
- ケ 会議の進行に当たり、資料を見なが
ら説明を聞くことが困難な視覚又は聴
覚に障害のある委員、知的障害のある
委員等 _____に対し、ゆっくりかつ丁寧な進

行を心がけるなどの配慮を行う。

- (10) 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。

。

3 ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- (1) 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続の順番を入れ替える。

- (2) 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

- (3) スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

- (4) 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

- (5) 宮城県警察の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

- (6) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある障害者の場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況等に応じて別室を準備する。

- (7) 非公表又は未公表情報を扱う会議において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害者の理解を援助する者の同席を認める。

行を心掛けるなどの配慮を行う。

- コ 会議の進行に当たり、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。

。

(3) ルール又は慣行の柔軟な変更の例

- ア 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続の順番を入れ替える。

- イ 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室、席等を用意する。

- ウ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

- エ 車両に乗降する場所を施設の出入口に近い場所へ変更する。

- オ 宮城県警察の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

- カ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある障害者の場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性、施設の状況等に応じて別室を準備する。

- キ 非公表又は未公表の情報を扱う会議において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害者の理解を援助する者の同席を認める。

- ク オンラインでの申込の手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっているため、手続に関して支援を求める申出があったときに、求めに応じて電話、電子メール等での対応を行う。

	<u>4 合理的配慮の提供義務違反の例</u> <u>合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例は、次のとおりである。</u> <u>なお、次の例は、あくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに前記 1 から 3 までに規定する観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意すること。</u> <u>(1) 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例</u> <u>ア 試験を受ける障害者から、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく、一律に対応を断る。</u> <u>イ イベント会場内を移動する障害者から、支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断る。</u> <u>ウ 電話の利用が困難な障害者から、電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メール、電話リレーサービス等を介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断る。</u> <u>エ 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別の事情、講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断る。</u> <u>オ 自由席での開催を予定しているセミ</u>
--	---

	<u>ナーにおいて、弱視の障害者から、スクリーン、板書等がよく見える席でのセミナーの受講を希望する申出があった場合に、事前の座席の確保等の対応を検討せずに「特別扱いはいできない」という理由で対応を断る。</u> <u>(2) 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例</u> <u>ア 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点から、事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断る。</u> <u>イ 障害者ではない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点から、抽選での申込みとなっている講座への参加について、当該手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断る。</u> <u>ウ 過重な負担（人的又は体制上の制約）の観点から、イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれた場合に、混雑時であり、対応できる人員がいらないことから対応を断る。</u>
第7 留意点 別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。	第3 留意点 別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和6年〇月〇日から施行する。